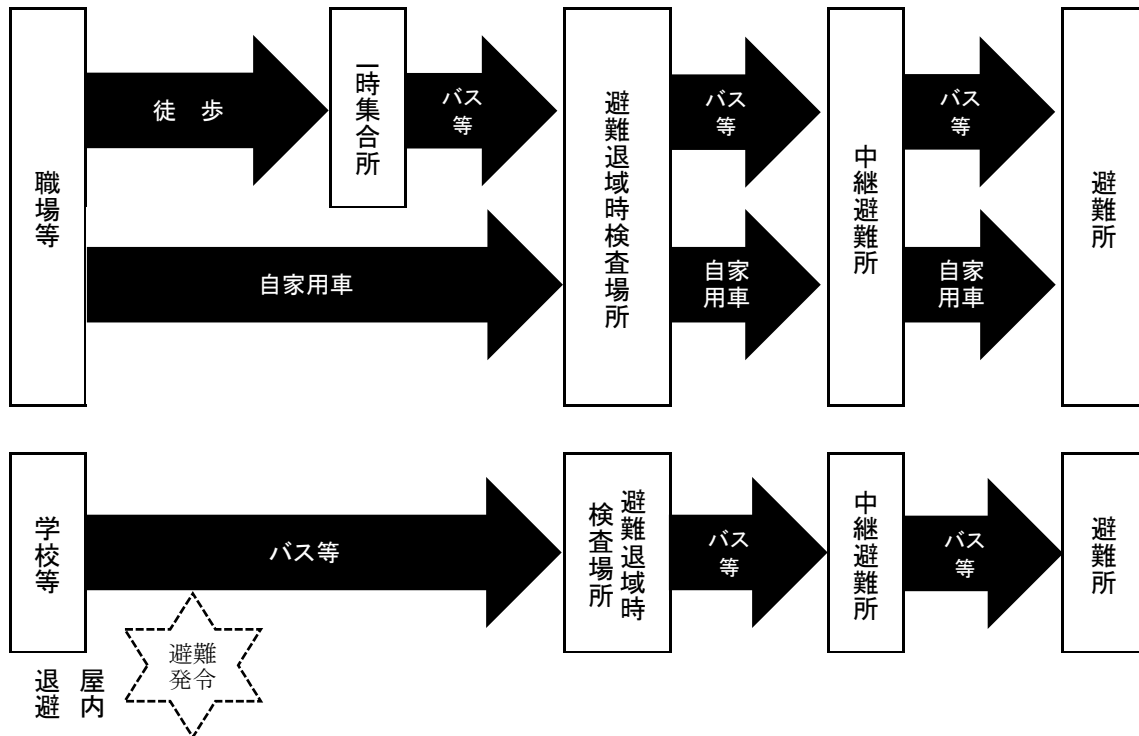


【帰宅困難者の避難のフロー】

自宅のある地域が既に避難の対象となるなど、学校、職場からの帰宅が困難な場合には、滞在している場所に屋内退避し、避難や一時移転などの指示が発令された避難を行う。



【要配慮者の避難のフロー】

(1) 社会福祉施設等入所者

社会福祉施設等の管理者は、町及び県と連携しつつ、あらかじめ定めた社会福祉施設等に受入れを要請し、準備が整い次第、入所者を社会福祉施設等へ避難させる。

なお、受け入れ先の調整に時間を要する場合や、安全な搬送手段が確保されるまでの間は、施設内での屋内退避を継続する。

(2) 病院等入院患者

病院等医療機関の管理者は、あらかじめ定めた病院等に受入れを要請し、準備が整い次第、入院患者を病院等へ避難させる。

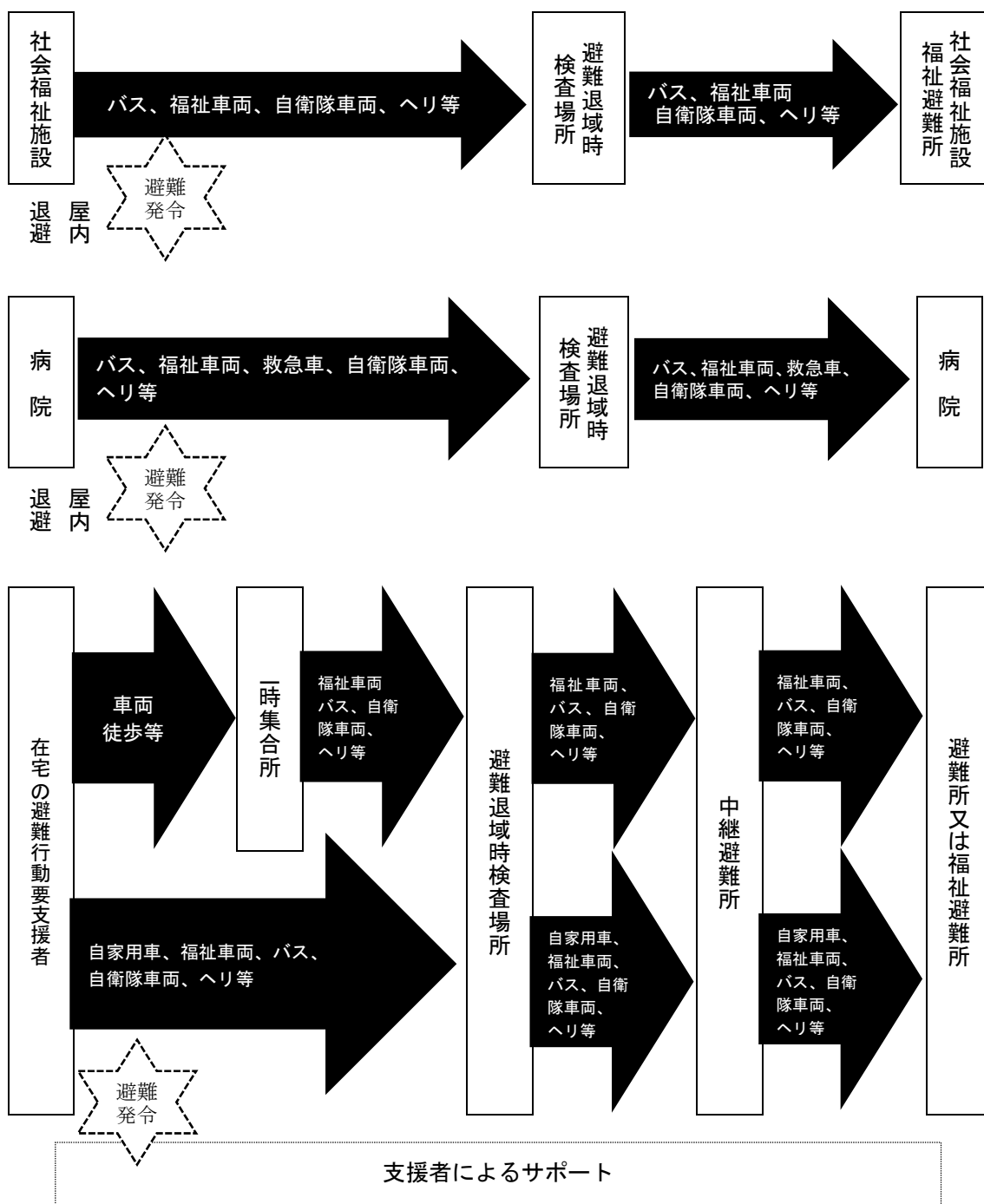
なお、受け入れ先の調整に時間を要する場合や、安全な搬送手段が確保されるまでの間は、施設内での屋内退避を継続する。

(3) 在宅の避難行動要支援者

町は、避難行動要支援者名簿に基づき、自主防災組織・民生委員・消防等の避難支援等関係者（以下、「支援者」という。）の協力を得て安否確認を行う。その後、連絡が取れた家族や近隣者の支援のもと、自家用車での避難が可能な者は自家用車で避難する。

安否確認については、支援者の被ばく防止のため、警戒事態の段階から開始するものとする。なお、環境への放射性物質の放出が明らかとなった場合は、直ちに支援者に対し安否確認を中止するよう連絡し、町や防災関係機関を中心とする支援活動に切り替えるものとする。

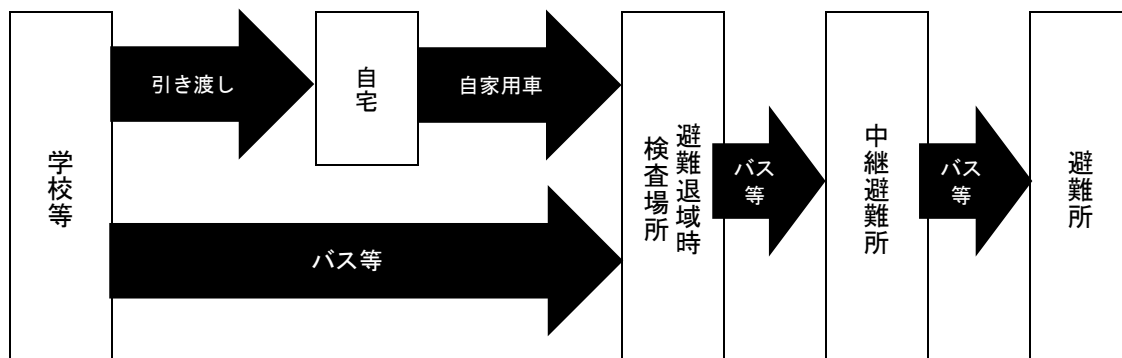
また、家族等との連絡が取れない者など、自家用車での避難が困難な者については、支援者の協力を得て一時集合所へ移動し、バスや福祉車両等により避難する。



【児童・生徒等の避難のフロー】

園児・児童・生徒等（以下、「児童等」とする。）の施設管理者は、児童等の在園、在校時に原子力災害が発生した場合、あらかじめ作成した避難マニュアルに基づき、警戒事態から施設敷地緊急事態までの段階で児童等を保護者に引き渡し、原則として、児童等は自宅から避難を実施するものとする。

なお、学校等からの帰宅が困難な場合、又は保護者への引き渡しができない児童等は、滞在している場所に屋内退避するものとし、避難等の必要が生じた場合は、教職員の引率のもとバス等により避難し、避難先において保護者へ引き渡しを行う。



【一時滞在者（観光客等）の避難のフロー】

町は、観光客等の一時滞在者に対して、防災行政無線や広報車を用い、警戒事態から施設敷地緊急事態の段階で帰宅することを勧告するものとし、報道機関や観光関連団体等を通じて、適切に情報提供を行うものとする。

なお、避難が指示された段階で帰宅できない場合は、最寄りの一時集合所から町民とともにバス等により避難を行うものとする。

